

平成31年度東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）募集要項

令和元年9月24日
東京都消費生活総合センター

東京都消費生活総合センターでは、下記により東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド以下「エイド」という。）を募集します。

1 職務内容

エイドは、おおむね10人以上の都内のグループ・教育機関・企業等が開催する学習会、講座、講演会等での講師を務めることを職務とし、一般啓発講座と実験講座の2分野があります。報酬額は、1時間あたり9,300円です。（令和元年9月1日現在）

今回、募集するエイドは一般啓発講座の講師です。

「一般啓発講座」

消費者問題に対する基礎的な知識や、悪質商法や契約、携帯電話とインターネット、ローンやクレジット等に関する講義を、学校、区市町村消費生活センター、企業、自治会等で行います。

なお、派遣は、申込者の依頼に応じて随時おこなうため派遣回数、派遣先等は予め定まったものではありません。派遣先は東京都内全域が対象です。

2 応募資格

本業務に関する知識と業務を遂行する熱意を有し、採用予定日現在で、次の(1)～(3)のすべての事項に該当する者

(1) 次のいずれかの資格を有する者

- ア 消費生活相談員（国家資格）
- イ 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター）
- ウ 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会）
- エ 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会）

(2) 地方公共団体等の消費者窓口で消費者相談員として3年以上の経験がある者

(3) 「学習会・講座・講演会」等での講師経験がある者

3 選考の方法

第1次選考……書類審査

第2次選考……実践力の審査（講座実演）、個別面接

4 選考期日

第1次選考

審査結果については令和元年11月8日（金）頃通知（郵送）する予定です。

第2次選考

令和元年11月25日（月）から12月4日（水）までに実施予定です。

5 選考結果の発表

第1次選考結果及び第2次選考結果は、合否にかかわらず本人あてに通知（郵送）します。
選考結果等に関する問い合わせには、一切応じられません。

6 募集人員 5名程度

7 申込手続

(1) 申込書配布場所及び配布時間

東京都消費生活総合センター

（東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階）

9時から17時まで（土日祝日を除く）

* ホームページ「東京くらしWEB」からもダウンロードできます。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/etc/2019konshumaeidoboshu.html>

(2) 申込方法

「東京都消費者啓発員申込書」に必要事項を記入の上、『**郵送または持参**』によりお申し込みください。（応募書類は返却しませんので、予めご了承ください）

* 申込書は、1枚目、2枚目とも、必ず**自筆**により記入してください。

(3) 申込期限

令和元年10月15日（火）【必着】

* **持参の場合は上記申込期限日の17時までとなります。**

* メールでの申込みは受け付けておりません。

8 受験資格の確認

受験資格に係る証明書（修了書）は、面接時に持参していただき、確認します。

申込の際の提出は不要です。

9 合格の取り消し等

受験に係る申請書類等の内容が事実と反するときは、不合格とすることもあります。

10 エイドの登録及び委嘱

(1) 第2次選考に合格した者は、エイドとして登録します。

(2) 上記の登録に基づき、平成31年度は令和2年1月1日付けでエイドとして委嘱いたします。

ただし、委嘱後は、営利を目的とする企業との兼業はできません。

(3) エイドの委嘱期間は1年とし、会計年度内とします。委嘱の更新等については、別に定める

ところによります。

1 1 申込書提出先及び問合せ先

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階
東京都消費生活総合センター 活動推進課協働連携事業担当
電話 03(3235)4167